

（表面）
産業廃棄物の県内への搬入に関する変更協議書

令和 8 年 7 月 3 日

香川県知事 殿



協議者 郵便番号 572-0823
住 所 大阪府寝屋川市下木田町 14-41
名 称 倉敷紡績株式会社
氏 名 環境メンテナンス事業部エンジニアリング 部
部長 下田平 芳明
電話番号 072-820-7511

県内搬入計画の内容を変更したいので、香川県における県外産業廃棄物の取扱いに関する条例第 13 条第 2 項において読み替えて準用する同条例第 7 条第 1 項の規定により協議します。

協議結果通知書又は直前の変更協議結果通知書の交付年月日及び番号			令和 8 年 1 月 15 日 7 循環第 227748 号		
変 更 事 項			変 更 前	変 更 後	
県内搬入計画の変更の内容	循環事業者	氏名又は名称及び代表者の氏名	辻村建設株式会社 代表取締役 辻村啓一	変更なし	
		住所又は所在地	香川県善通寺吉原町 363 番地 2	変更なし	
		事業場の所在地	香川県善通寺市弘田町 1790 番地	変更なし	
	規則第 2 条第 2 項又は第 6 条第 2 項の規定による循環事業者の協議の有無		有 ・ ③	有 ・ ③	
	県内に搬入しようとする産業廃棄物	一 般 的 な 名 称		燃え殻	変更なし
		種 類		燃え殻	変更なし
		性 状		固形	変更なし
		1 年当たりの最大搬入量		350 t ／年	600 t ／年
		排 出 事業場	名 称	倉敷紡績株式会社 徳島バイオマス発電所	変更なし
			所 在 地	徳島県阿南市辰巳町 1-15	変更なし
当該排出事業場に 係る事業及び排出 工程の概要	別紙のとおり		変更なし		

(裏面)

県内搬入計画の変更の内容	放射性物質及びこれによって汚染された物の搬入	有 ・ ⑤無	有 ・ ⑤無
変 更 予 定 年 月 日	協議結果通知書の交付日		
変 更 の 理 由	排出量増加のため		
規則第2条第2項又は第6条第2項の規定により循環事業者が協議をする場合			
当該特定県外産業廃棄物に係る非常災害が発生した日及び地域			
当該特定県外産業廃棄物を香川県内で循環的な利用を行う理由			
参 考 事 項			

備考

- 1 県内に搬入しようとする産業廃棄物の性状については、当該産業廃棄物の成分を分析した結果を記載してください。
- 2 記載事項の全てを記載することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付してください。
- 3 特定県外産業廃棄物とそれ以外の県外産業廃棄物の両方の搬入がある場合、表面及び裏面の各欄について、特定県外産業廃棄物とそれ以外の県外産業廃棄物の内容をそれぞれ記載してください。

【別紙】

県外産業廃棄物の運搬者

当該県外産業廃棄物を 運搬する者	氏名又は名称及び代表者の氏名	辻村建設株式会社 代表取締役 辻村啓一
	住所又は所在地	香川県善通寺市吉原町 363 番地 2
当該県外産業廃棄物を 運搬する者	氏名又は名称及び代表者の氏名	株式会社歌港組 代表取締役 坂本篤勇
	住所又は所在地	広島県福山市松永町四丁目 1 番 29 号
県外産業廃棄物の排出事業場から循環利用施設までの 当該県外産業廃棄物の運搬の経路		サラパワー発電所⇒ 国道 2 号線⇒国道 429 号線⇒県道 398 号線⇒ 県道 428 号線⇒国道 430 号⇒児島インター⇒ 瀬戸中央道⇒坂出北インター⇒県道 192 号線⇒ 県道 19 号線⇒国道 11 号線⇒ 市道九頭神永井線⇒県道 48 号線⇒ 辻村建設株式会社碎砂・R C 工場
備 考		